

埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定書
(2018.09.10 現在)

埼玉東上地域大学教育プラットフォームに参加する大学・短期大学は、自治体及び企業・団体と連携して、当該地域の少子高齢化問題の解決及び地域活性化の推進に向けた「多様な高等教育の提供」、「生活しやすい地域づくり」及び「地域産業の活性化」等の活動を柱とし、当該地域社会の継続的な発展に寄与することを目的として協定を締結する。

- 1.名称は、「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム」と称する。
- 2.このプラットフォームの構成員は、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定書に掲げる趣旨に賛同し、この連携に係る協定の締結を合意した者とする。
- 3.このプラットフォームの目的の実現にあたっては、各大学の自立性を尊重し、平等互惠の原則に基づいて事業を推進するものとする。
- 4.この協定の組織及び運用等については、参加自治体、大学、企業において協議の上、別途定める。
- 5.プラットフォーム全体またはワーキンググループにおいて審議、決定したものについては、必要に応じて「覚書」を取り交わすものとする。

2018年8月1日

以 上

埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定の運用に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定書」(2018年8月1日付)に基づき、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)の組織、運用等に関し定めるものである。

(事業)

第2条 このプラットフォームは、協定書に掲げる目的を達成するため、必要な事業を行う。

- 2 個々の事業については、このプラットフォームを構成する大学及び短期大学、自治体、企業・団体等(以下「構成員」という。)で協議のうえ、決定するものとする。

(構成員)

第3条 このプラットフォームは、大学及び短期大学、自治体、企業・団体等をもって組織する。

- 2 プラットフォームに参加する大学及び短期大学は、別表に定める。
- 3 プラットフォームに参加する大学及び短期大学には、当該大学の代表者または代表者からプラットフォームに関する事項の決定を委任された者が参加しているものとする。

(大学及び短期大学)

第4条 このプラットフォームを構成する大学及び短期大学は、埼玉県内の比企・入間地域(以下「東上地域」という。)を中心とした埼玉県内にキャンパスが所在し、協定書に掲げる趣旨に賛同して、連携に係る協定(以下「連携協定」という。)の締結に合意した大学及び短期大学(以下「協定校」という。)とする。

- 2 このプラットフォームへ新規に加盟を希望する大学及び短期大学は、埼玉県内にキャンパスが所在し、かつ全協定校の3分の2以上の同意が得られた場合に、このプラットフォームへの加盟が認められ、協定校となる。

(自治体)

第5条 このプラットフォームを構成する自治体は、東上地域を中心とした埼玉県内の市町村で、協定書に掲げる趣旨に賛同して、連携協定の締結に合意した市町村(以下「協定自治体」という。)とする。

- 2 このプラットフォームへ新規に加盟が認められる市町村は、このプラットフォームがあらかじめ指定している地域か、または埼玉県内にある市町

村で、このプラットフォームから参画を依頼された市町村とする。この場合には、当該市町村から参画の承諾を得られたときに、このプラットフォームと当該市町村との間で連携協定を締結し、協定自治体となる。

(企業・団体等)

第6条 このプラットフォームを構成する企業・団体等は、埼玉県内に事業所を有する企業、団体等で、協定書に掲げる趣旨に賛同して、連携協定の締結に合意した企業・団体等（以下「協定企業等」という。）とする。

2 このプラットフォームへ新規に加盟を希望する企業等は、埼玉県内に事業所を有し、協定書に掲げる趣旨に賛同し、このプラットフォームとの間で連携協定を締結することによって、このプラットフォームへの加盟が認められ、協定企業等となる。

(代表校)

第7条 このプラットフォームに、代表校1校を置く。

2 代表校は、このプラットフォームを代表し、プラットフォームの業務（組織の運営、補助金申請等の取りまとめなど）を統括掌理する。

3 代表校は、協定校の中から、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム連絡会（以下「連絡会」という。）において、これを選出する。

4 代表校の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(幹事校)

第8条 このプラットフォームに、幹事校を置く。

2 幹事校は、代表校を補佐し、このプラットフォームの業務を分掌する。

3 幹事校は、協定校の中から、連絡会において選出し、数については、制限を設けない。

4 幹事校の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第9条 このプラットフォームに、事務局を置く。

2 事務局は、このプラットフォームの運営に関わる事務を掌理する。

3 事務局は、代表校または幹事校の中から、連絡会の承認を得て、これを選出する。

4 事務局の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(プラットフォーム連絡会)

第10条 このプラットフォームに、プラットフォームの運営及び事業を適正に、かつ円滑に遂行するため、プラットフォーム連絡会を設置する。

2 連絡会は、このプラットフォームを構成するすべての構成員で組織する。

(権限)

第11条 連絡会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決議する。

- (1) プラットフォームの組織及び運営に関する基本事項
- (2) 活動計画の策定及び活動予算の立案（以下の共同活動等を含む）
 - ① F D（ファカルティディベロップメント）・S D（スタッフディベロップメント）
 - ② 教育政策・教育のあり方等の検討
 - ③ 単位互換等の取組み
 - ④ 課題解決のための共同研究等
 - ⑤ 施設・設備の共同利用
 - ⑥ I Rの実施（大学データの収集分析、情報提供等）
 - ⑦ 学生募集活動、教育支援活動
 - ⑧ 公開講座、社会人向けキャリア形成プログラム
 - ⑨ 就職促進活動（大学・自治体・企業等との共同の取組み）
- (3) 活動報告及び収支決算報告
- (4) 代表校及び幹事校並びに事務局及び会計の選出
- (5) ワーキンググループの設置及び廃止
- (6) このプラットフォームからの離脱
- (7) 協定書、規則等の制定及び改廃
- (8) プラットフォーム構成員間の意見調整に関する重要事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、このプラットフォームの運営に関する重要事項

(会議)

第12条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、毎年度2回開催する。

3 臨時会議は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表校が開催の必要を認めたとき。
- (2) 全構成員の3分の1以上の者が、臨時会議の目的である事項及び招集の理由を明示して、会議の招集を代表校に請求したとき。
- (3) 会計監事が、臨時会議の目的である事項及び招集の理由を明示して、会議の招集を代表校に請求したとき。

(招集)

第13条 会議は、代表校が招集する。

- 2 代表校は、前条第3項第2号及び第3号の規定による臨時会議の招集の請求があったときには、その日から原則14日以内の日を会議の開催日と定め、臨時会議の招集通知を発しなければならない。この場合において、招集通知は、電磁的方法（電子メール、ファクシミリ等をいう。以下同じ。）を用いて行うことができるものとする。
- 3 代表校は、会議を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法（以下「書面等」という。）をもって、開催日の原則1週間前までに全構成員へ通知しなければならない。ただし、会議に出席しない構成員が書面等により議決権を行使することができるときには、原則2週間前までに通知を発しなければならない。

（議長）

第14条 会議の議長は、代表校がこれにあたる。

- 2 代表校に事故あるときまたは代表校が欠けたときは、あらかじめ指名された幹事校がこれを務める。

（議決権）

第15条 会議における議決権は、すべての構成員について各1個とする。

（決議）

第16条 会議の決議は、別段の定めがある場合を除き、全構成員の2分の1以上の者が出席し、出席した構成員の過半数の賛成をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって決議し、または他の構成員を代理人と定め、議決権の行使を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席した構成員の数に算入するものとする。
- 3 代表校が会議の目的である事項に関し書面等をもって提案した場合において、その提案に関して構成員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

（幹事会）

第17条 このプラットフォームに、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、代表校、幹事校、会計監事、事務局及び会計（以下「幹事会構成員」という。）をもって組織する。

- 3 幹事会が必要と認めるときは、幹事会構成員以外の者を幹事会の会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(協議事項)

第18条 幹事会は、次の各号に掲げる事項について協議し、決定するとともに、情報の共有を図る。

- (1) このプラットフォームの組織及び運営に関する事項
- (2) 事業等の企画、立案、実施及び工程管理
- (3) ワーキンググループ間の情報の共有及び活動の調整
- (4) 各ワーキンググループにおける事業の進捗状況の確認
- (5) 連絡会に提案する事項の検討
- (6) 前各号に定めるもののほか、代表校及び幹事校が必要と認める事項

(幹事会の会議)

第19条 幹事会の会議は、必要に応じて随時、代表校がこれを招集し、その議長を務める。

- 2 幹事会の会議は、幹事会構成員総数の3分の2以上の者の出席をもって成立し、その議事は、出席した幹事会構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 幹事会の会議の議事については、会議終了後速やかに会議録を作成し、このプラットフォームの構成員の閲覧に供するとともに、直近の連絡会で報告する。

(ワーキンググループ)

第20条 このプラットフォームは、活動部門ごとにワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、各活動部門の事業に関係する構成員で組織する。
- 3 協定校は、いずれか一つ以上のワーキンググループへ参加しなければならない。
- 4 協定自治体及び協定企業等については、ワーキンググループへの参加は任意とする。

(リーダー校)

第21条 各ワーキンググループに、グループの取りまとめ役としてリーダー校を置く。

- 2 リーダー校は、当該ワーキンググループに参加する協定校の中から、グループ内で協議のうえ、決定する。
- 3 リーダー校は、当該ワーキンググループを代表し、グループの業務を統

括掌理する。

- 4 ワーキンググループには、必要に応じてリーダー校を補佐するサブリーダー校を置くことができる。

(運営等)

第22条 各ワーキンググループの運営及び事業等の実施は、それぞれリーダー校を中心にグループ内で協議し、決定して行うものとする。

- 2 各ワーキンググループは、毎年1回以上、共同のFD及びSDを実施し、その成果の共有に努めるものとする。

- 3 各ワーキンググループは、それぞれの活動計画及び活動実績を連絡会へ報告するものとする。

(他の連携事業との継続)

第23条 プラットフォームを構成する大学・短期大学間の単位互換協定、大学・短期大学と自治体間との連携協定その他のコンソーシアム協定等に基づき、従来から実施されてきた取組みについては、それを尊重し、その継続を妨げず、プラットフォームで同様の取り組みを実施する場合に限り、あらためて同様の協定等を締結することを不要とし、連絡会の審議、決定を得たうえで、従来の協定等をプラットフォームの協定等としてみなすことができるものとする。ただし、プラットフォーム活動と差異が生じた場合は、その都度関係者間で審議し、解決する。

(経費)

第24条 このプラットフォームの運営に係る経費は、構成員からの会費、寄附金品及び助成金等をもって充てる。

(会費)

第25条 プラットフォームは、運営に係る経費として、加盟する大学及び短期大学、自治体、企業等から会費を徴収することができるものとする。会費を徴収する場合の金額等は、別途協議のうえこれを定める。

(寄附金品、助成金等の受入れ)

第26条 このプラットフォームは、個人、団体等から、寄附金品、助成金、補助金その他経費の援助を受けることができる。

- 2 前項に定める援助には、施設・設備、場所の無償での使用や備品、消耗品等の提供などを含むものとする。

(離脱)

第27条 このプラットフォームの構成員は、連絡会において、全構成員の過半数の賛成を得たときに、このプラットフォームから離脱することができる。

(協議)

第28条 協定書・細則に定める事項に疑義が生じた場合、または協定書・細則に定めのない事項については、連絡会に諮り、協議のうえ、これを処理し、必要に応じて「覚書」を取り交わすものとする。

(本協定書・細則の成立)

第29条 協定書・細則は、大学及び短期大学の学長等、自治体の首長等、企業・団体等の代表取締役等の記名押印による「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定同意書」、「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定に係る自治体と大学との協定書」及び「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定に係る企業・団体と大学との協定書」をもって成立するものとする。

第30条 協定書・細則の有効期間は、2018年8月1日から2019年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の3ヶ月前までに協定校、自治体または企業等のいずれかからも改廃の申し出がない限り、同一内容で自動的に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定書及び細則の改廃)

第31条 協定書の改廃は、連絡会において、全構成員の3分の2以上の者の賛成による決議によって、これを行う。

2 細則の改廃は、連絡会において、全構成員の過半数の賛成による決議によって、これを行う。

別 表

	大学・短期大学名
1	埼玉医科大学
2	埼玉医科大学短期大学
3	城西大学
4	城西大学短期大学
5	女子栄養大学
6	駿河台大学
7	西武文理大学
8	大東文化大学
9	東京家政大学
10	東京電機大学
11	東邦音楽大学
12	日本医療科学大学
13	日本工業大学
14	武蔵丘短期大学
15	明海大学
16	山村学園短期大学
17	立正大学

埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定同意書

「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定書」（2018年8月1日付）及び「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定の運用に関する細則」を確認し、協定に同意する。

2018年 ●月 ●●日

大学名 ○○○○大学
学 長 ○○○○
所在地 埼玉県○○○○○

印

埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定書

_____ (市町村名) は、埼玉東上地域大学教育プラットフォームの、地域の少子高齢化問題の解決及び地域活性化の推進に向けた「多様な高等教育の提供」、「生活しやすい地域づくり」並びに「地域産業の活性化」等の活動を柱として地域社会の継続的な発展に寄与するという目的に賛同し、包括的に協定を締結する。

活動内容等については、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム全体で協議のうえ決定し、必要に応じて活動内容ごとに覚書等を取り交すこととする。

2018年 月 日

自治体名
長 印
所在地 埼玉県〇〇〇〇〇〇

埼玉東上地域大学教育プラットフォーム
代表校名 東京電機大学
大学長 安 田 浩 印
所在地 埼玉県比企郡鳩山町石坂

担当校名
学 長
所在地 埼玉県

埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定書

（企業・団体名） は、埼玉東上地域大学教育プラットフォームの、地域の少子高齢化問題の解決及び地域活性化の推進に向けた「多様な高等教育の提供」、「生活しやすい地域づくり」並びに「地域産業の活性化」等の活動を柱として地域社会の継続的な発展に寄与するという目的に賛同し、包括的に協定を締結する。

活動内容等については、「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム協定の運用に関する細則」に基づき、協議のうえで決定し、必要に応じて活動内容ごとに覚書等を取り交すこととする。

2018年 ●月 ●●日

企業・団体名 ○○○○
代 表 ○○○○ 印
所 在 地 埼玉県○○○○○

埼玉東上地域大学教育プラットフォーム
代 表 校 名 ○○○○大学
学 長 ○○○○ 印
所 在 地 埼玉県○○○○○

担 当 校 名 ○○○○大学
学 長 ○○○○
所 在 地 埼玉県○○○○○

私立大学等改革総合支援事業（タイプ5）の申請について（同意書）

このたび、東京電機大学（代表校）より申請する以下のプラットフォームについて、共同の連携体制を構築していくことに同意いたします。

プラットフォーム名：埼玉東上地域大学教育プラットフォーム

平成 年 月 日

（自治体名 役職 氏名）

印
